

特定非営利活動法人能代市体育協会

一 定 款 一

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人能代市体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県能代市字海詠坂3番地2
能代山本広域交流センター内 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、能代市民及び近隣住民に対して、スポーツ振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通じた健全な精神の高揚を図り、明るく健康的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術・文化・芸術・スポーツの振興
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツの普及振興に係る事業
 - ② スポーツ競技団体及びスポーツ少年団の強化発展と相互の連絡融和に係る事業
 - ③ スポーツ競技会、講習会その他各種事業の実施及び指導と援助に係る事業
 - ④ スポーツ施設の計画支援及び整備促進に係る事業
 - ⑤ スポーツに関する功労者等の表彰に係る事業
 - ⑥ スポーツに関する調査・研究及び情報・資料収集並びに広報に係る事業

- ⑦ スポーツ施設の管理運営受託に係る事業
 - ⑧ その他第3条の目的を達成するために必要と認める事業
- (2) その他事業
- ① 物品販売及び販売手数料に係る事業
 - ② 前項第1号に掲げる事業を除く事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。ただし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業又は運営等を援助する個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあったもので総会の議決を持って推薦されたもの
(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の趣旨を理解し賛同したものであること
 - (2) この法人の運営に関し、できる範囲での協力ができること
- 2 前項の条件を備え、この法人に正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は、正当な理由がない限り、承認するものとする。
- 3 前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名と認められたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 60名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、会長を1名、副会長を若干名、理事長を1名、副理事長を若干名とする。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この法人の事務を専らとし、事務局を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要のある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第21条 会長は理事会の議決を経て、この法人に、名誉会長、相談役を置くことができる。

2 名誉会長、相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会員の除名、役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集を請求したとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から召集があったとき

(召集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等であるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会に関する事項
- (4) 専門委員会及び部会の設置に関する事項
- (5) 名誉会長、相談役の配置に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき
(召集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等であるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること

ができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 本会に、専門事項を調査審議し事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が理事の中から委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 部会

(部会)

第42条 本会に、スポーツ振興を円滑に推進するため、部会を設けることができる。

- 2 部会は、理事会の議決を経て、理事をもって組織する。
- 3 部会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 4 部会に、部長、副部長をおく。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算の超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、臨時総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項における年度会計の収入の受入期限及び支出の支払期限は、翌年度の4月30日限りとし、同日をもって出納の関する事務を完結する。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、地方公共団体（能代市）に譲与するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報並びに秋田魁新報及び北羽新報に掲載して行なう。

第12章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役 職	氏 名	役 職	氏 名
理 事	まつや ふくみ 松 谷 福 三	理 事	くどう たけお 工 藤 猛 夫
理 事	にした てるかず 西 田 照 和	理 事	かとう みきお 加 藤 美喜夫
理 事	ごとう けん 後 藤 健	理 事	おおつか まさふみ 大 塚 正 文
理 事	やなぎや えいいつ 柳 谷 永 逸	理 事	みやこし おさむ 宮 腰 治
理 事	なおしま やすのり 直 嶋 康 則	理 事	みやこし のぼる 宮 腰 登
理 事	わたなべ ふくぞう 渡 邊 福 蔵	監 事	さくま ただし 佐久間 貞
理 事	のと きよはる 能 登 清 春	監 事	ふくしろ まさお 福 城 雅 夫
理 事	やなぎや えつまる 柳 谷 悦 麿	監 事	まつお ひろこ 松 尾 広 子
理 事	さとう たけひこ 佐 藤 武 比 古		

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら平成22年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員の入会金は、無料

(2) 正会員の団体会費は、1団体年額21,000円

(3) 正会員の個人会員会費は、1人年額7,000円

(4) 賛助会員の団体会費は、1口15,000円とし、年額1口以上

(5) 賛助会員の個人会員会費は、1人年額7,000円

本書は原本と相違ないことを証明します
特定非営利活動法人能代市体育協会
会長 福田 幸一